

第3編

基本計画

◆前期基本計画の位置づけ

前期基本計画は、基本構想で示したまちの将来像や、将来像を実現するための政策・施策に基づいて、各施策の目的や方向性を示すものです。

基本計画において設定する目的や施策の方向性は、事業の予算やスケジュール、事務内容を表す3カ年の実施計画や分野ごとの計画によって具現化し、計画的な行政運営を進めるための指針とします。

◆前期基本計画の期間、構成

前期基本計画の計画期間は、基本構想の前期期間である 2019（平成 31）年度から 2023（平成 35）年度の5年間とします。

前期基本計画は、まちづくりの重点課題を解決するための重点対策プロジェクトと、すべての施策を体系的にまとめた分野別計画で構成されます。分野別計画は、基本構想に定める7つの政策ごとに、合わせて40の施策を示します。

第1部

前期基本計画における重点対策プロジェクト

◆重点対策プロジェクトの設定について

今後、さらに本格化する人口減少社会の中で、幸手市の将来像を実現させるためには人口減少問題への対応や効率的な行財政の運営など、次のような重点課題が考えられます。

これらの重点課題の解決のために必要な施策を抽出し、政策分野を横断的に関連付けた取り組みを「重点対策プロジェクト」として設定します。

前期基本計画期間中に特に重点的に取り組むものとして位置づけ実施していきます。

重 点 課 題	重点対策プロジェクト
(1) 人口減少問題への対応	 住みたいまちプロジェクト
(2) 子ども・子育ての支援	
(3) にぎわいと活力の創出	
(4) 健康と生きがいづくり	 健康・いきいきプロジェクト
(5) 安全・安心の確保	 安全安心・快適なまちプロジェクト
(6) 快適な都市基盤の整備	

1 住みたいまちプロジェクト

(1) プロジェクトの目的

人口減少問題の対応として、幸手市の歴史・文化や観光資源、子ども・子育て支援、教育に関する施策を推進するとともに各種制度の情報発信や定住促進施策を推進するプロジェクトです。

(2) プロジェクトに位置づける関連施策

重点課題 **人口減少問題への対応**

市民の信頼に応える行財政運営を推進するまち（行財政運営）
（施策）7-1 情報発信・情報共有の充実

重点課題 **子ども・子育ての支援**

子どもがいきいきと育ち、子育てしやすいまち（子育て・教育）
（施策）1-1 子ども支援の充実
（施策）1-2 子育て環境の整備
（施策）1-3 学校教育内容の充実
（施策）1-4 学校教育環境の整備

重点課題 **にぎわいと活力の創出**

にぎわいと活力にあふれるまち（観光・産業）
（施策）5-1 地域の特性を活かした観光の振興
（施策）5-2 商工業の活性化のための支援
（施策）5-3 雇用と労働環境の充実

2 健康・いきいきプロジェクト

(1) プロジェクトの目的

だれもがいつまでも健康で、住みなれた地域で安心して暮らし、また、生涯学習の充実やコミュニティ活動の支援を行うことで、いきいきと活動的に生活することを推進するプロジェクトです。

(2) プロジェクトに位置づける関連施策

重点課題 **健康と生きがいづくり**

市民が学び、市民が活躍できるまち（協働・文化・人権）
（施策）2-1 市民との協働の推進
（施策）2-2 コミュニティ活動の支援
（施策）2-3 社会教育の充実
（施策）2-5 人権尊重意識の高揚

いつまでも健康で安心して暮らせるまち（福祉・健康）

- （施策）3-1 地域福祉の推進
- （施策）3-2 障がいのある人への支援
- （施策）3-3 高齢者支援の推進
- （施策）3-4 健康づくりの推進

3 安全安心・快適なまちプロジェクト

（1）プロジェクトの目的

だれもが安心して生活を送ることができる環境を整備するとともに、快適に暮らせるまちをつくるための計画的な都市基盤整備を推進するためのプロジェクトです。

（2）プロジェクトに位置づける関連施策

重点課題 **安全・安心の確保**

安全・安心で環境にやさしいまち（防災・生活・環境）

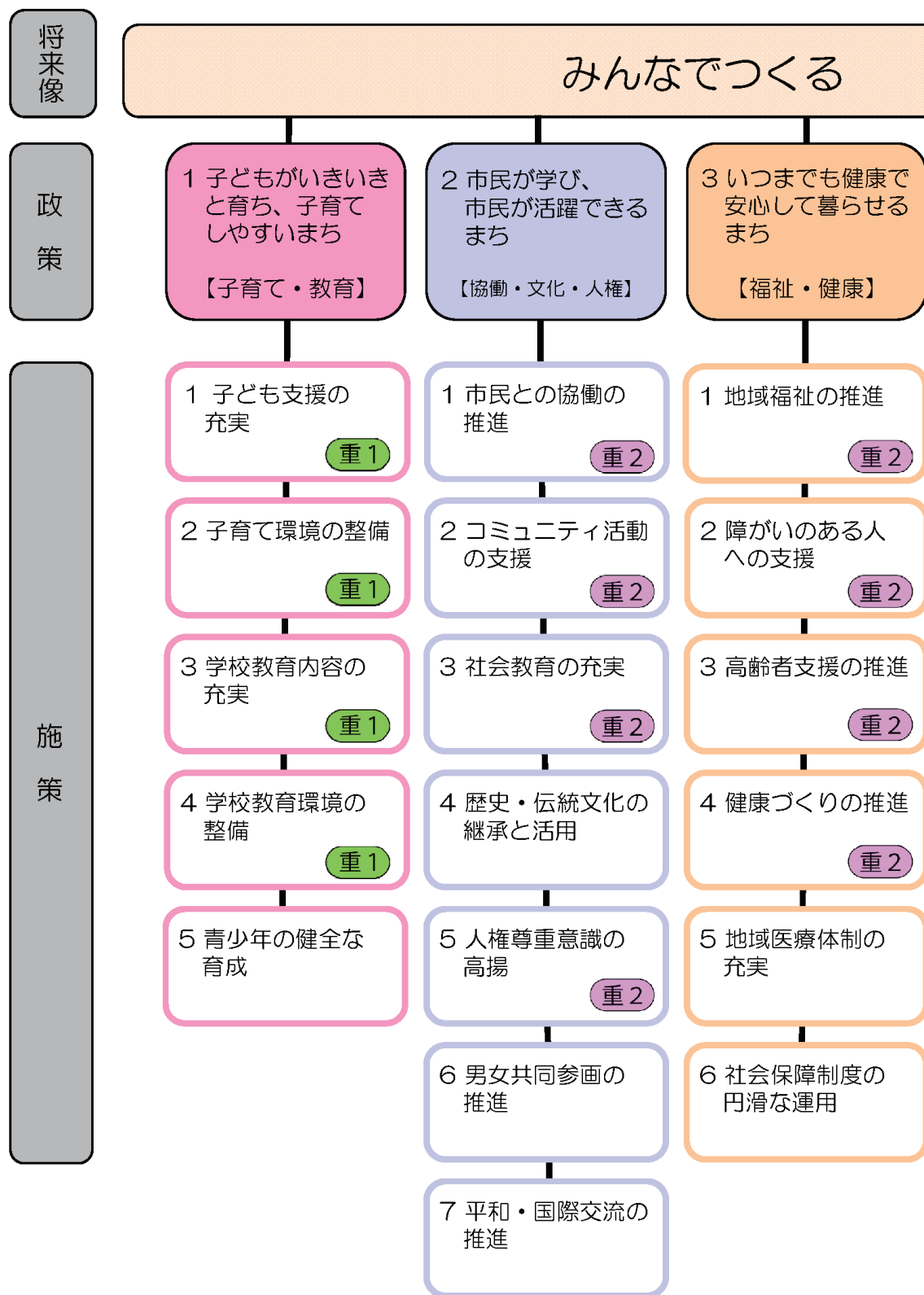
- （施策）4-1 危機管理体制の強化
- （施策）4-2 防災体制の推進
- （施策）4-4 交通安全対策の推進
- （施策）4-6 環境保全の推進

重点課題 **快適な都市基盤への対策**

だれもが快適に暮らせるまち（都市基盤）

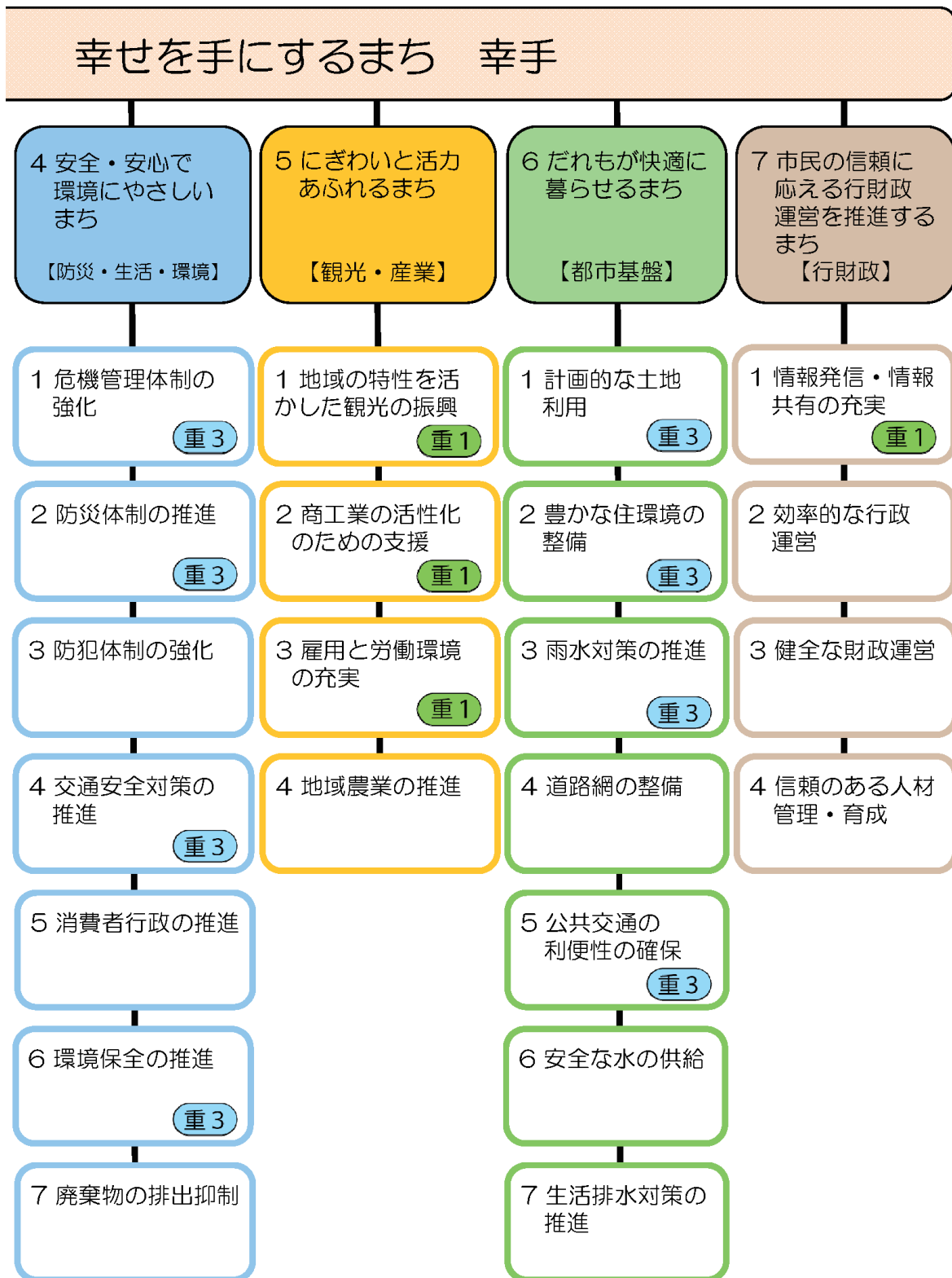
- （施策）6-1 計画的な土地利用
- （施策）6-2 豊かな住環境の整備
- （施策）6-3 雨水対策の推進
- （施策）6-5 公共交通の利便性の確保

◆施策体系



基本構想では、まちの将来像を実現するための政策・施策を体系的に整理しました。
基本計画では、この施策体系に基づき、施策単位で目的や施策の内容を定め、計画的な行政運営を進めていく指針を示します。

〔重〕マークは、重点対策プロジェクト関連施策を表しています。



◆施策の見方

第2章 市民が学び、市民が活躍できるまち【協働・文化・人権】

2-1

市民との協働の推進

施策の目的

- 市民と行政が共通の目的意識をもって連携することで、協働体制が確立されたまちづくりを推進すること。

関連する計画 ▶ 幸手市協働のまちづくり指針

成果指標

指標名	単位	現況値	目標値
		H29	H35
① 住民や市民活動団体など市民との協働事業の年間件数	件	303	350

現状と課題

- ・ 価値観やライフスタイルの多様化により、市民ニーズが高度化・複雑化し、また、少子高齢化の進行などにより、地域コミュニティの希薄化も大きな課題となっています。このため、市民が地域の課題を地域で考え行動していくことや、市民と行政が対等な関係を保ち、それぞれの役割を分担しながら、協力・連携して「市民協働」によるまちづくりを推進することが求められています。
- ・ 本市では、2013（平成25）年度に「幸手市協働のまちづくり指針」を策定し、市民と行政が協力・連携してまちづくりを推進しています。
- ・ 協働のまちづくりの拠点として市内の各公民館に地区市民センターを設置していますが、市民活動に関する情報収集、発信、相談機能の充実など地域づくりの支援が求められています。
- ・ 協働に関する考え方の周知を引き続き図るとともに、協働を推進するための団体や人材の育成が課題となっています。

施策を進めるにあたっての目的を示しています。

施策に関連する計画を記載しています。

施策の達成度を測るため、成果指標を設定しています。

【現況値】
原則として、2017（平成29）年度の市が把握している指標の状況です。

【目標値】
2023（平成35）年度までに達成すべき数値です。

各施策の社会的な背景や市の現状とともに、現在の課題をまとめています。

各施策を進めるにあたっての方針や、具体的な取り組み内容を示しています。

施策の内容

1) 協働体制の整備

- ・協働の主体となる各団体の高齢化や担い手不足に対して、新たな人材の確保を支援します。
- ・協働に対する理解と先進事例や知識の習得、情報共有を図り、協働によるまちづくりを推進します。
- ・市政運営のさまざまな場面における市民参加の拡充に努めるとともに、市民が積極的な地域活動を行えるよう情報提供します。

2) まちづくり活動の支援

- ・地区市民センターでは、地域の市民活動に関する情報収集と発信、相談機能の充実、地域づくりの支援を行います。
- ・NPO法人やボランティア団体などの市民団体間の連携の強化を進めます。
- ・区長会などの地域団体やNPO法人、ボランティア団体と連携し、協働による事業を推進します。

協働の役割

市民・事業者等	・協働している各団体において、新たな人材の確保を支援します。 ・自分たちのまちをよりよくするための共通目標や、地域の問題解決に向けて協力し合う意識を持ち、協働に取り組みます。
行政	・幸手市協働のまちづくり指針に基づき、市民との協働に取り組みます。 ・地区市民センターを通して、地域活動の支援やNPO法人・ボランティア団体との連携を図ります。 ・情報提供に努めるとともに、活動場所を提供するなど、まちづくりにおける課題の発見と解決に向けた取り組みを支援します。

施策を進める上で、市民や事業者などが取り組めることと、行政が取り組むべきことを示しています。